

令和6年9月30日

## 工藤小百合議員の弁明書に対する議長見解（表明）について

宮古市議会議長 橋本久夫

宮古市議会議員政治倫理審査会（以下「政倫審」）の審査結果に対し、工藤小百合議員から7月18日に「弁明書」が提出された。弁明書提出前には「宮古市議会議員政治倫理審査会の審議内容等に異議がある」とした「意見書」が田中尚政倫審委員長あてに提出されるとともに、報道機関へも配付された。弁明書については、市内各地で配付され流布していることが確認されている。さらに、9月6日に新聞折り込みによる「工藤小百合後援会だより」が市内全域に配布された。

工藤小百合議員は、弁明書や後援会だよりにおいて、政倫審の審査は「人権侵害」と「名誉棄損」にあたることを主張するなど、真っ向から政倫審の審査を批判している。また、後援会だよりでは「弁明書に対する回答は、8月時点では、未だに届いていません」、「宮古市議会の現状を考える上で、参考にして戴ければ幸いです」と記し、市民が市議会の対応、あり方に疑問や不信を招きかねない内容になっている。

また、議長、副議長が「後援会だより」発行の経緯等を質した工藤議員との面談（9月11日）の際に、工藤議員から弁明書の主張内容を変える意思はなく、弁明書に対する回答を求める意向が示された。

当市議会は、宮古市議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」）では弁明書に対する回答の規定は定められておらず、工藤議員の弁明内容について意見、回答することは控えてきた。しかし、後援会だより発行等で、市民に議会不信を煽るような混乱を招いている事態は、議会として看過できないものである。

これらを踏まえ、市議会として工藤議員の弁明書に対して明確な見解・意見を市民に示し、説明する必要があると判断し、以下のとおり議長見解を表明する。併せて、弁明書に対する回答書とする。

### 記

#### 1. 政倫審の審査内容は「人権侵害と名誉棄損」にあたることの指摘について

##### （1）議長見解

政治倫理条例に基づき設置された政倫審において、公正・公平・慎重かつ適正な審査が行われ、その結果、政倫審委員全員一致で条例違反の判断がなされたと認識している。人権侵害、名誉棄損にあたることの指摘は、政治倫理

条例を否定するものであり容認できない。

## (2) 理 由

① 工藤小百合議員は、政倫審の審査内容は、「人権侵害」であり「名誉棄損」にあたりと主張、批判している。その理由として、㊦政倫審の調査請求書には証拠書類等が添付されていない、㊧政倫審設置は、田代議員の事案と同一視され、きわめて作為的であり、根本的に瑕疵がある、㊨審査会が反対意見を封殺して、審議不十分のまま審判を下すという極めて高圧的な手法で運営されたと述べている。

② 「政治倫理条例」は、平成21年6月議会において議会基本条例とともに、工藤小百合議員を含め全会一致による議員発議で制定した条例である。政治倫理条例は、市民全体の代表者である議員が市民から不正、不信の疑惑等を招くことがないように、行動規範及び違反行為等のルールを定めたものである。議員には条例遵守の責任があることは当然である。

工藤小百合議員の主張、論点は政治倫理条例を遵守せず、尊重しない姿勢を明確に示すものである。議員として、条例遵守責任が大きく問われていることを最初に指摘する。

③ 具体的には、政治倫理条例第6条に規定する「調査請求手続き」では、政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて議長に調査請求することができる、調査請求しようとする場合は、議員である場合は「議員定数の4分の1以上」の議員の連署と必要要件を定めている。

工藤小百合議員の調査請求では、5月7日の議員全員協議会で議長から報告した「教育委員会から議会に対し、小中学校の入学式における議員への来賓案内に係る要望」に係る資料及び教育委員会から議長に報告された資料が添付され、落合久三議員を請求代表者として議員定数の4分の1以上にあたる6名の議員連署による調査請求が行われた。この調査請求は政治倫理条例で規定する必要要件を満たすものである。これにより、議長は条例の規定に従い、「政倫審」を設置し、審査を付託したものである。

また、田代勝久議員の事案と工藤小百合議員の事案は、調査請求が別々になされたもので、「同一視したきわめて作為的」との指摘もあたらないと認識する。

以上の点から、「政倫審設置は根本的に瑕疵がある」とする工藤小百合議員の主張、認識は、条例及び条例規定を無視しており、事実無根である。

④ 審査会の運営についての指摘、主張も理解できない。政倫審は、条例に基づき、調査請求人や関係者の事情聴取等が行われ、委員間合議で審査が進められたものと理解する。反対意見についても文書提出を求めるなど、

丁寧な議論と合意形成の努力が行われたと認識する。また、政倫審は原則、公開で行われたが、市民を含む傍聴者からは、政倫審の運営について問題点があった等の意見は寄せられていない。

合議に基づく丁寧、慎重な審査によって、政倫審委員全員一致での「政治倫理条例違反」結果が導かれたと捉えている。この結果を、工藤小百合議員は重く受け止め審査結果を尊重すべきであると、議長としてあらためて強く申し上げる。

## 2. 「調査請求内容に、根本的な齟齬と誤解がある」との主張及び自宅訪問の学校長への対応について

### (1) 議長見解

- ① 議員6名の調査請求に基づき、公正・公平・慎重かつ丁寧な政倫審審査が行われたものと認識している。政倫審の審査結果は、学校側が工藤小百合議員の発言等に対し、その対応に苦慮、苦悩したと判断し、市民全体の代表である議員として政治倫理基準違反としたものである。政倫審の審査結果は尊重されるべきものであり、根本的な齟齬、誤解があるとの主張は容認できない。
- ② 学校長、副校長、教育委員会の聴取、招致要求については、政倫審において鳥居晋委員から意見が出されたものの、協議の結果、その必要性はないと判断、合意されている。政倫審の合意は尊重されるべきものと認識し、工藤小百合議員の招致要求は認めることはできない。
- ③ 前田正浩議会事務局長の聴取、招致についても認めることはできない。本事案の調査請求は、工藤小百合議員の学校に対する発言、行為を問題にしたものであり、前田事務局長の発言は政倫審事案と無関係である。また、前田事務局長が審査会を主導した一人と主張しているが、議員ではない市職員が主導できる立場にないことは明白である。またその事実もない。よって、市職員の綱紀粛正に係る対応の必要性も認められない。

また、弁明書、後援会だより等で、市職員の氏名を公表していることは、プライバシー保護などの観点から、重大な問題と指摘する。

### (2) 理由

- ① 工藤小百合議員は、学校側に対し暴言も威圧的な態度も取っていないと主張している。その理由として、学校長は「お怒りのようであった」と言っているものの、パワーハラスメントや威圧があったとは一切話していない点を強調し、調査請求に根本的な齟齬と誤解があると主張している。

しかし、工藤議員の事情聴取では、「議員になぜ案内しないのか」、「学校や地域に貢献をしていないから案内しないのか」、「このような対

応が続くのであれば、今後、学校には一切協力しない」と発言した事実を認めている。また、学校側は、職員室の奥まで響くような大きな声であったとも話している。学校側は地元議員の発言・行為に対し、威圧を感じるだけでなく、理解を求めることの対応に苦慮したことは間違いがない。

- ② 工藤小百合議員が学校を訪問した翌日（4月9日）の朝、学校長があらためて説明し、理解を求めようと工藤議員宅を訪問したことについても、学校側が議員と言う立場に配慮しての対応と容易に推察できる。また、学校が教育委員会に経過を報告せざるを得なかったことも、事案が議員であったからである。

工藤議員は、学校長の自宅訪問について、出かける間際の忙しい時間帯でもあり、1分程度の短い対応となったが、威圧的な態度をとったつもりはなく、暴言も吐いた事実もないと弁明している。また、「そのようなお話であれば結構です。どうぞお帰り下さい」と丁寧に申し上げ、お帰り頂いたとしている。忙しい時間帯で話を聞く時間がなかったとすれば、あらためて説明を聞く時間、機会を設けるなどの対応をすべきである。丁寧に話したとしても「話は聞く必要がない」、「帰って下さい」は、問答無用の態度であり、学校長や学校が一層苦悩、苦慮したことが容易に理解できる。

- ③ 工藤小百合議員は、文部科学省の新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえた入学式等の実施に関する通達を根拠に、地域の議員等に入学式の案内がないことを疑問視し、自らの行動を正当化しようとしているようにも思える。しかし、入学式をはじめ、学校行事に係る来賓案内は、学校の裁量・判断で行われるべきものである。このことについて、本市議会は5月7日の議員全員協議会で確認し、合意形成が図られたと認識している。本市議会は今後も学校の裁量・判断を尊重し対応する。

### 3. 倫理審査委員会の設置請求を求めた落合久三議員の暴言と恫喝に関する主張について

#### (1) 議長見解

- ① 工藤小百合議員の政倫審査とは別問題であり、弁明書で取り上げ主張すべき内容のものではないと基本的に認識する。したがって、議会ホームページでの弁明書の公開にあたっては、工藤議員に事前連絡をした上で、議長判断で本項を削除する措置を取ったところである。

後援会だより等で掲載したことに対し、遺憾の意を表す。

- ② 工藤小百合議員が弁明書の中で記しているように、7月5日の議員全員協議会の場で、落合久三議員は鳥居晋議員に謝罪している。また、両

議員間で和解したと聞いており、本事案は解決済みと認識している。

4. 「工藤小百合後援会だより」に掲載された「宮古民報」（共産党機関紙）について

(1) 議長見解

- ① 政党機関紙の報道内容に係る論評について、コメントすることは控えるが、工藤小百合議員の調査請求事案に対する政倫審の審査結果は、「倫理条例」違反となったことは事実である。また、会派代表者会議で工藤議員に対し「辞職勧告」の意見があったことも事実である。

政治倫理条例第11条（審査結果の措置）では、被請求議員は政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならないと規定している。

一方、工藤議員の弁明書及び後援会だよりでの主張、論点内容は、政倫審の設置と審査結果等の批判に主眼が置かれている。

繰り返しになるが、議員には政治倫理条例に規定する政治倫理基準の遵守が求められ、議会の品位と名誉、市民の信頼を損なう行為をしてはならない。工藤議員には、調査請求が行われ、違反とする審査結果となったことを重く受け止め、市民の信頼回復に向けた具体的対応が求められていると指摘する。

- ② 工藤小百合議員は、共産党機関紙「宮古民報」の記事を「工藤小百合後援会だより」に無断で転用し掲載したことを認めている。また、著作権の侵害などの法違反であることを認識した上で掲載したことも認めている。議員という公職にある者が、法違反を犯すことを躊躇しない姿勢は極めて遺憾である。議長として強く警告を発するものである。